

6 月 4 日（第 1 号）

平成30年豊能町議会6月定例会議会議録目次

平成30年6月4日（第1号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開会の宣告	……………	3
副町長あいさつ	……………	3
開議の宣告	……………	3
会議録署名議員の指名	……………	3
 (報告)		
第2号報告	専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）…	3
第3号報告	専決処分の報告の件（豊能町国民健康保険税 条例改正の件）……………	4
第4号報告	専決処分の報告の件（平成29年度豊能町一 般会計補正予算の件）……………	4
第5号報告	平成29年度豊能町一般会計予算繰越明許費 繰越計算書報告の件……………	5
第6号報告	平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算 繰越明許費繰越計算書報告の件……………	5
 (議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第31号議案	豊能町税条例改正の件……………	6
第32号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例改正の件……………	6
第33号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例改正の件……………	8
第34号議案	豊能町介護保険条例改正の件……………	9
第35号議案	損害賠償請求に係る訴えの提起について……………	9
第36号議案	平成30年度豊能町一般会計補正予算の件……………	10

散 会 の 宣 告	1 1
-----------------	-----

平成30年豊能町議会6月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 平成30年6月4日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	長澤 正秀	2 番	田中 龍一
3 番	中川 敦司	4 番	寺脇 直子
5 番	管野英美子	6 番	永谷 幸弘
7 番	橋本 謙司	8 番	小寺 正人
9 番	秋元美智子	10 番	高尾 靖子
11 番	西岡 義克	12 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

副 町 長	乾 晃夫	教 育 長	新谷 芳宏
総 務 部 長	内田 敬	生活福祉部長	上浦 登
建設環境部長	上畑 光明	上下水道部長	板倉 廣幸
教 育 次 長	南 正好		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

議事日程

平成30年6月4日（月）午後1時開議

- | | | |
|-------|------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第 2 号報告 | 専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件） |
| 日程第 3 | 第 3 号報告 | 専決処分の報告の件（豊能町国民健康保険税条例改正の件） |
| 日程第 4 | 第 4 号報告 | 専決処分の報告の件（平成29年度豊能町一般会計補正予算の件） |
| 日程第 5 | 第 5 号報告 | 平成29年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 6 | 第 6 号報告 | 平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 |
| 日程第 7 | 第31号議案 | 豊能町税条例改正の件 |
| 日程第 8 | 第32号議案 | 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 9 | 第33号議案 | 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第10 | 第34号議案 | 豊能町介護保険条例改正の件 |
| 日程第11 | 第35号議案 | 損害賠償請求に係る訴えの提起について |
| 日程第12 | 第36号議案 | 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件 |

開会 午後1時01分

○議長（橋本謙司君）

皆さん、こんにちは。

それでは、6月議会定例会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年豊能町議会6月定例会議を開会いたします。

池田町長は体調不良のため、6月定例会議を欠席する旨申し出がございましたので御報告をさせていただきます。

定例会議に当たりまして副町長から御挨拶がございます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

皆さん、こんにちは。

梅雨入り前の晴れ間がここしばらく続いておりますけれども、本日、6月定例会議が開催されました。しかし町長は入院のため定例会議に出席できませんけれども、職員一同、誠心誠意説明や答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いをいたします。

今議会では報告案件が5件、議案が6件を上程しておりますので、慎重に御審議を賜り御決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、本会議の会議期間は、本日から6月6日までの3日間といたします。

お諮りいたします。

広報特別委員会並びに町広報担当課より、今会議期間中における写真撮影の申し出があります。申し出どおり、写真撮影を許可

することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

異議なしと認めます。

よって今会議期間中写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番・高尾靖子議員及び11番・西岡義克議員を指名いたします。

日程第2「第2号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第2号報告、専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、一部については4月1日から施行されることに伴い、本町においてもこれに合わせて条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第80条第1項の規定に基づき、税条例の一部を改正する条例の制定を3月31日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、条例の改正点について概要説明資料により説明いたしますので、説明資料のほうをごらん願います。

まず法人住民税では、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税に関して、国税の取り扱いに準じて所要の規定の整備を行うもの及び確定申告書の提出期限の延長の特例等の適用がある場合の延滞金計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、固定資産税では、課税標準の特例割合を定める特定の資産についてそれぞれ

法の参酌基準に準じて改正を行い、その他該当のない施設の規定を整理するものでございます。

また、平成30年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地に係る調整措置を延長するものでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

日程第3「第3号報告 専決処分の報告の件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）」の報告を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第3号報告につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、豊能町国民健康保険税条例の改正を行う必要が生じたため、地方税法第180条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例の制定を3月31日付で専決処分いたしましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表もあわせてごらんをいただきますようお願いいたします。

今回の改正は上位法令等の改正に伴うもので、主な内容は課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の算定方法の変更について、また特例対象被保険者等に係る申告書の提出の際、マイナンバーによる連携により雇用保険受給資格者証等の提出が不要となるなどの内容でございます。

まず、課税制限額の引き上げでございますが、基礎課税額に係る限度額を54万円から58万円に引き上げるもので、これに

よりまして課税限度額は今回改正しない後期高齢者支援金等課税額に係る限度額19万円、介護納付金課税額に係る限度額16万円と合わせて89万円から93万円となるものでございます。

次に、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

最後に、解雇や倒産などの理由で社会保険より国民健康保険を取得する、いわゆる特例対象被保険者の方に係る保険税の軽減の届出の確認につきまして、これまで窓口にて雇用保険受給者証明書の提示が必要となっておりましたが、マイナンバーを活用した情報連携により把握することができる場合、証明書の提示が不要となる内容を改正しております。

なお、施行は平成30年4月1日からとし、平成30年度以降の年度分に適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

日程第4「第4号報告 専決処分の報告の件（平成29年度豊能町一般会計補正予算の件）」の報告を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第4号報告、専決処分の報告の件（平成29年度豊能町一般会計補正予算の件）について、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたします。

町の一般会計予算におきまして3月議会にお諮りすることのできなかった歳入歳出予算につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により3月31日付で専決処

分をいたしましたので、その内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、今回の補正予算は町長の専決処分事項の指定についてが昨年9月議会で議決され本年1月1日から施行されたことに伴い、金額の確定が年度末にならざるを得ない基金繰入金及び基金積立金の増減やその要因となる予算のみを専決いたしました。

それでは、専決第4号の補正予算書1ページをお開き願います。

平成29年度豊能町一般会計補正予算(第8回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,270万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を67億3,082万7,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、そのうち、ふるさとづくり基金積立金につきましては寄附金を財源として積み立てるもので、それ以外の基金は運用により生じた利子相当分を積み立てるものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。8ページにお戻りください。

8ページの款2・地方譲与税から12ページの款11・交通安全対策特別交付金まででございますが、それぞれの交付額の確定に伴う補正でございます。

12ページの款16・財産収入でございますが、各基金の運用により生じた利子でございます。

13ページをお願いいたします。

款17・寄附金につきましては金額の確定に伴う補正でございます。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算で余剰財源が生じたことにより繰入額を減額するものでございます。

報告は以上でございます。

○議長(橋本謙司君)

日程第5「第5号報告 平成29年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

乾副町長。

○副町長(乾 晃夫君)

第5号報告、平成29年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費の戸知山調整池浚渫土砂等撤去事業でございますが、事業が年度内に完了することが難しいため、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て、そのうち平成29年度に執行した諸費用を除いた額を繰り越したものでございます。

次に、款9・消防費、項1・消防費の吉川消防分団詰所等移転新築事業であります。年度内に事業を完了することが難しいため、12月定例会において繰越明許費の承認を得て、そのうち平成29年度に執行した諸費用を除いた額を繰り越したものでございます。

報告は以上です。

○議長(橋本謙司君)

日程第6「第6号報告 平成29年度豊

能町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

板倉上下水道部長。

○上下水道部長（板倉廣幸君）

第6号報告、平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

議案書の15ページをごらんください。

平成29年度豊能町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、事業名が消防団詰所予定地下水道整備事業でございますが、年度内に事業を完了することが難しいため、3月議会において繰越明許費の承認を得て全て全額を繰り越したものでございます。

御報告は以上でございます。

○議長（橋本謙司君）

日程第7「第31号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第31号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

本件は、生産性向上特別措置法に基づく中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税の特例措置が地方税法において定められたことから、本町の税条例の一部を改正するものでございます。

それでは条例の改正点について概要の説明資料により説明いたしますので説明資料のほうをごらん願います。

改正の内容につきましては、固定資産税において生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って中小企業者等が取得した設備に係る固定資産税を3年

間免除するものでございます。このことによる減収分の一部は地方交付税によって措置され、また、中小企業庁で公募する補助金について本町でも優先採択や補助率の優遇を事業者が受けられる見込みでございます。

なお、この条例は生産性向上特別措置法の施行の日から施行し、この日から平成33年3月31日までに取得した設備が特例措置の対象となります。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8「第32号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

第32号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正の件について御説明申し上げます。

議案書 18 ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成 29 年 1 月 26 日に閣議決定された平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、第 1 には、代替保育の提供については、保育所以外の保育を提供する事業者から確保できるようにするための方策検討。第 2 には、家庭的保育事業における食事の提供及び食事の外部搬入については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業では調理設備の確保が困難との理由で、乳幼児への食事の提供が事業所内で調理して提供する方法で行われておらず、また家庭的保育事業では個人事業主が約 8 割を占め、同一または関連法人がないため外部搬入が難しい状況にあることを踏まえ、現行の経過措置を延長するとともに、同一または関連法人が運営する事業所等及び共同調理場等以外の一定の条件を満たす事業所からの搬入を可能とするため、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の規定の整備を行うものです。

次のページをごらんください。

豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するもので、第 7 条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加えるとともに、次の第 2 項を加えるものです。

内容は、第 2 項において、町長は家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認め

る場合にあって、1 号及び 2 号の要件を全て満たすと認める場合には、第 3 項において家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所または事業所以外の場所または事業所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業 A 型 B 型または事業所内保育事業を行う者を、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して小規模事業 A 型 B 型または事業所内保育事業を行う者と同等の能力を有すると町長が認める者をそれぞれ確保することをもって代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができるようにするものです。

次に、第 17 条第 2 項に次の 1 号を加えるもので、第 4 号において家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができる者として町長が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものです。

その他、第 46 条見出しにおいては文言の整理を行っております。

附則第 1 項中「施行の日」の次に「（以下「施行日」という。）」を加え、第 2 項中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、附則の項を整理し、新たに第 3 項を加えて、附則第 2 項の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については自園調理により行うための必要な体制を確保するという

努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものです。

附則において、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9「第33号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南教育次長。

○教育次長（南 正好君）

第33号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書22ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成29年12月26日に閣議決定された平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとされたことを受け、また放課後児童支援員の基礎資格としている学校の教諭となる資格において、教員免許状の更新を受け有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の規定の整備を行うものです。

次のページをごらんください。

豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するもので、第11条第3項第4号を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、第11条第3項に、第10号「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を加えるものです。

附則において、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10「第34号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長(上浦 登君)

第34号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は介護保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、本条例において引用する政令の条項について変更を行うものでございます。

それでは新旧対照表をごらんください。

第7条第1項第6号アにおいて引用しております特別控除額を定義している政令の条項につきまして、今般の政令の一部改正により改正前の第38条第4項から第22条の2第2項に変更したことに伴い、本条例を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は政令の施行日と同日の平成30年8月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(橋本謙司君)

これより、本件に対する質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本謙司君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本謙司君)

起立全員であります。

よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11「第35号議案 損害賠償請求に係る訴えの提起について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長(上畑光明君)

第35号議案、損害賠償請求に係る訴えの提起について御説明いたします。

議案書の26、27ページをごらんください。

次のとおり損害賠償請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

訴えの相手方、大阪府寝屋川市下木田町11番15号、株式会社柳井組、代表取締役柳井美鳥、柳井隆光でございます。訴えの趣旨といたしまして、相手方が本町木代地内において行った採石行為及び残土搬入行為に関し、町所有財産の毀損及び債務不履行により生じた損害金5,723万5,680円及びこれに対する平成29年12月27日から支払済みまでの年5分の割合によ

る金利の支払いを求めるものです。

訴訟遂行の方針として、(1) 訴えの係属中に損害賠償の額が確定し、または新たに損害が生じたものについては、その賠償の請求を本件の訴えに追加することとする。

(2) 本件について必要がある場合は、上訴する。(3) 相手側の対応によっては、和解する。の3点でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本謙司君）

これより、本件に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12「第36号議案 平成30年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

乾副町長。

○副町長（乾 晃夫君）

第36号議案、平成30年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度豊能町一般会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ590万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,090万8,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・財産管理費の2. 普通財産管理事業でございますが、第35号議案でお認めいただきました株式会社柳井組に対する損害賠償請求に係る着手金など、訴訟費用を補正するものでございます。

次に、目11・自治振興費の4. 自治会運営支援事業であります。東ときわ台に係る自治会館施設整備補助金について補正するものでございます。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費の3. 予防接種推進事業であります。予防接種費用の助成金を補正するものでございます。これは、骨髄移植等により接種済みの予防接種の効果が期待できないと判断された場合に再接種の費用を助成するものでございます。

次に、款12・予備費でございますが、役場本庁舎の空調設備設計費などに予備費を充当したことに伴い増額するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

款15・府支出金、項2・府補助金、目

3・衛生費府補助金であります。先ほど申し上げました予防接種費用助成金に係る補助金でございます。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金であります。今回の補正による財源調整として増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本謙司君）

これより、本件に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本謙司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本謙司君）

起立全員であります。

よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、あす、6月5日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後1時36分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 2 号報告 専決処分の報告の件（豊能町税条例改正の件）
- 第 3 号報告 専決処分の報告の件（豊能町国民健康保険税条例改正の件）
- 第 4 号報告 専決処分の報告の件（平成 29 年度豊能町一般会計補正予算の件）
- 第 5 号報告 平成 29 年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 6 号報告 平成 29 年度豊能町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 3 1 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 3 2 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 3 3 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 3 4 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 3 5 号議案 損害賠償請求に係る訴えの提起について
- 第 3 6 号議案 平成 30 年度豊能町一般会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 10番

同 11番